

総務文教常任委員会会議記録

(条例改正)

1. 日 時	令和7年11月28日(金) 9時00分開議 令和7年11月28日(金) 16時30分散会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	原田豊彦委員長、安井博幸副委員長、本多紀元委員、前田えり子委員、野々村康委員、向井千尋委員、上田英樹議長
4. 欠席議員	なし
9. 会議に付した事件	<p>議案第67号 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第68号 丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第69号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>
10. 議事の経過	<p>原田委員長 挨拶</p> <p>原田委員長 開議宣告</p> <p>9:00 開議</p> <p><b>■ 日程第2 議案第67号丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>学校教育部説明</p> <p><b>【質疑内容】</b></p> <p>野々村委員 近隣の市町での動向はどのようになっておりますでしょうか。</p> <p>学校教育部 兵庫県は各学校当たり15万4千円の固定額です近隣で言いますと、丹波市につきましては各小中学校に8万5千円、三田市は年額9万3千5百円となっております。県にならって15万4千円としている市町もありますし、本市も含めてそれぞれ額を定めている市町もあります。</p> <p>野々村委員 改正後のように、1校に付きいくらというような決め方と現行の基礎額に児童数の因数を掛けたやり方とこういう2種類のものがあるかと思いますが、兵庫県下の状況を見ると、今回改正しようとするやり方が主流になっているというように理解してよろしいでしょうか。</p>

	か。
学校教育部 野々村委員	県内は定額では払っている市町が多い状況です。 過半数がそうだということですね。多くということは、そういうふうに理解したらよろしいですね。
学校教育部 野々村委員	全ての市町の状況を把握できていないですが、ほぼ過半数はそのようになっています。 理解しました。これを改定することによって、予算支出の金額は、例えば今年度ベースで考えると、どういうように増えるか減るか試算をされている場合は、説明をお願いします。
学校教育部 野々村委員 安井副委員長	令和8年度、予算ベースで総額としては同額程度、若干下回ります。 理解しました。 この改正後の7万4千円、3万7千円、6万4千円というこの金額の根拠の説明をお願いします。
学校教育部 本多委員	薬剤師会から、県内の自治体の多くが定額になっている中、園児児童生徒数に関わらず業務内容はほぼ同じであることから、定額で検討いただけないかと話の申し出を受け、協議してまいりました。 金額につきましては学校医等の報酬額や丹波市や三田市の報酬額、額等を勘案する中で薬剤師会と協議をして、まとまったので今回、提案させていただいております。 薬剤師の業務が、園児児童生徒数にかかわらず一定ということですが、どういう業務なのかちょっと教えていただきたい。あと、今回この改正することによって総額は変わらないということは、園児児童生徒が多いところっていうのはこれまでより報酬が下がると思いますが、その点についてはどういう見解かお伺いしたいです。
学校教育部	例えば味間小学校担当の薬剤師でしたら下がりますし、西紀きた幼稚園や西紀北小学校担当の薬剤師でしたら上がる形になるんですけど、その部分も含めて提示して薬剤師会の合意を得て、今回の提案とさせてもらっております。 なお、薬剤師会と調整して、学校配置が決まるんですけども、例えば篠山小学校で篠山小学校、篠山中学校、篠山幼稚園が1人の方とかいう形で、ある程度エリア等で設定されておりますのでそうしたことも踏まえて了承頂いております。 具体的な業務につきまして、学校水道水の水質の塩素濃度がきちんと保たれているのかっていうような水質検査やプールの水質検査を頂いております。

また教室や職員室の照度検査や空気環境の検査等を行っていただいております。

教室数の差はあるんですけども、学校医が一人一人を診断する程の大きな差はないので、今回定額で提案させていただきました。

上田議長  
学校教育部  
上田議長

今回、令和8年4月1日改正ですが、現行の改正はいつされたか。これまでの経緯は把握していません。

薬剤師さんとは、合意ができていますが、改正後、令和8年4月1日に改正を今予定しており、いつまでにこの報酬でいきますよという話はできてない。今までは基礎額プラス園児児童生徒という基準額を学校園で統一して行きますよというところまでしか話ができなかった。次の報酬までは話はされてないということですか。

学校教育部

そのとおりです。現状を改定して議会に認めていただいたら、令和8年4月から変えさせていただきますとの話にとどまっております。

### ■ 日程第3 議案第68号 丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

学校教育部 説明

#### 【質疑内容】

安井副委員長

今日頂いた資料を、見て校旗の旗を見てると、非常に立派なものなんですけども、マークはそのままということと言われましたが、篠山養護学校と書いてあるその文字のところだけを篠山支援学校に変えてこのまま使うというふうに理解してよろしいか。

学校教育部

追加提出資料の4ページ、大変立派なものではありますが、基本的には一から新しい形で作成する予定です。業者とも調整したが、例えば右の篠山養護学校と書いてあるところだけを変えることは難しいと回答を得ております。

校章旗につきましても、プリントの形になりますので、変える形の予算で計上させてもらう予定です。

「養」の文字と後ろにある8枚の葉からなる校章については、それぞれ意味がありますのでこの校章は残して使っていく、変更しないという意味です。

向井副議長  
学校教育部

意味ってどんな意味なんです。

開校当時の八つの願い、自主性、創造性、社会性、科学性、思考性、勤労性、現代性、国際性の進展が八つの葉に込められています。

向井副議長	よく分かりました。この8枚の葉に意味があるということなんですね。この「養」と言う文字ですが、今回養護学校から支援学校になっているんですが、この「養」の文字にこだわるのは何かありますか。その養護っていう意味が何かちょっと措置的な感じの、ちょっと旧来の福祉の考え方のイメージがあるんですけど、その辺は何かこだわっておられますか。
学校教育部	<p>我々も学校とも情報共有しながら、方針を決定する学校運営協議会に出席させていただいて、議論を伺ってまいりました。</p> <p>「養護」という単語に子どもたちを囲い込んで保護するという意味合いが強いので、支援の「支える、たすける」という方向で校名を変える一方で、篠山養護学校であった歴史は尊重していく必要があるという意見もありました。皆さんの議論の中で、新しいスタートは切る一方で積み上げてきた歴史を堂々と胸を張って説明すればよいということで最終的に御意見をまとめられたという経緯があります。</p>
向井委員	よく分かりました。やっぱり今まで築いてこられた歴史があるっていうことは、去年の50周年のときにも本当によく分かりましたし、言葉も大事なので、その辺りの議論の過程を、きちんと伝えていけたらいいなというふうに思います。
上田議長	私も今回の条例の一部改正には賛成します。もともと篠山養護学校をささやま支援学校に変えようとする改正の趣旨は、全国の多くの養護学校がなっているとのことだが、もともとの校名を変えようという、1番初めのきっかけはどういうところからですか。まずその内容から教えてください。
学校教育部	<p>この法律が変わったときには現在の校名を尊重するという事で篠山養護学校のままとされたが、学校関係者の中には、養護という単語に対して考えるべきではないかというような声もありました。</p> <p>以降、学校内でも、そうした意見交換はあった中、創立50周年を迎え、保護者や卒業生が集まる中でも、やはり変えるべきではないかというような声も多く頂いたと聞いております。</p> <p>校長も、学校内でもそういう声も聞いてたこともあって、保護者や卒業生の声を受けて、歴代の校長先生にこれまでの経緯も含め意見を聞く中で、検討を進めたいとの相談が教育委員会にありましたので、関係者等、多くの意見を聞く形で検討してはどうかとなり、今回の提案に至りました。</p>
上田議長	改正するに当たって参考として聞きたいのですが、県内には県立の

特別支援学校もたくさんあります。全国の多くの養護学校が特別支援学校または支援学校との校名を変更されたということですが、実際に特別支援学校のほうが多いのか。支援学校というところが多いのか、県内の県立も含めてどうなっていますか。また、特にこの特別をとった支援学校にした理由を教えてください。

学校教育部

県内は特別支援学校のほうが数は多い状況も踏まえて議論を頂いてきました。その中で最終的に特別支援学校でなく、支援学校という形をとったのは、インクルーシブ教育の視点も踏まえつつ「特殊、特別なことではない」ということで、特別支援学校ではなく、支援学校を選択しようとの議論を経て支援学校という形で今回提案させていただいております。

上田議長

特別を除いた、県内支援学校もあるわけですか。

学校教育部

西宮支援学校、たからづか支援学校となっており、少ないが支援学校という名前もあります。

上田議長

先ほどから議論なっております、この「ささよう」というのは、50年歴史があって、丹波篠山市にとってはならない学校だという認識を持っています。その中で今回歴代校長等の関係者の意見も集約を経てということがあったと思います。私も特に思い出のある歴代校長と、また保護者の方々、そして卒業生の方々を含めた中で、やはり、意見集約を経てというところが少し機械的な言い方なんですけども、実際にやはりそうしてほしいなというような意見が大変あったのか、やはり、「ささよう」はやっぱりこれは置いとくべきだということが、この意見を集約されるのか、もう少しその意見集約の中身や議論の内容を、相当これは大きな歴史のある変更でございますので、その辺はきっちり説明を頂いたほうがありがたいというふうに思っています。その辺は意見集約というところにとらわれず、やはり歴史のある、本当に素晴らしい学校ですので各委員に説明を頂きたいと思います。

学校教育部

アンケートや直接で会われる機会等に意見を聞かれた結果、おおよそ150名が賛成で反対は8名であったと確認しています。

賛成の理由については「時代に合っている」、「学校教育目標の目指す学校像が達成できる」、「支援は児童生徒を主人公にした教育がより明確になる」等です。

反対の理由につきましては、「今しなければいけないのか」、「もう少し説明が欲しい」等の理由であったと学校長からは聞いております。その後、学校長から丁寧に説明する中で、おおむね御理解を頂いてい

ると聞いています。

また、当初は「ささよう支援学校」を提案し、アンケートをとられた中で、篠山という名前を残すべきではないかとの意味合いからの反対意見もあったと聞いているが、校長先生が丁寧にそれぞれ対応される中で、おおむね理解しますという形で賛成を得た結果になりました。

#### ■ 日程第 4 議案第 69 号丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例

上田議長           今回は児童福祉法の一部改正により、このような制度が設けられた、創設されたということですが、実際これが令和 8 年度から全国の自治体で本格実施になった場合、本市にどのような影響を与え、またこれに対する保育士にどのような影響を与えるのか。今現在の考えをお聞きします。

こども未来部       この事業を保育所やこども園で実施する場合、保育士不足に拍車をかけることは、懸念しています。その中で、丹波篠山市におきましては、今現在、公立の保育園、またこども園での実施は保育士不足等の影響もあって難しく、できる限り認可外保育施設や民間で保育士を有する団体において実施をしていただければ、待機児童対策も踏まえて進めていければと考えています。

上田議長           分かりました。それで施行期日は公布の日からということになっていますが、先ほど公立では、今実施ははっきり言いました難しいのではないかなという感触を持っております。認可外保育のほうでお願いできないかなというふうな方向性での回答であったと思いますが、実際に認可外保育園を経営されるところ方とは、既にそのような動きを話しておられるのか。これからなのか。現在の市教委として方向性を持っておられるのか、進捗状況を教えてください。

こども未来部       現在、認可外保育施設には、制度の紹介や取組をしていただけるかということでご返答しております。

そのうち、一つのところは、運営に対する給付金を活用できればということで、興味関心を持っていただいている所もありますが、4 月 1 日からしていただけるかということになりますと、まだ給付の額が国から示されていない状況であるため、給付額を把握した上で、改めて依頼していかなければならないと考えています。

また、子育て支援拠点施設を運営される団体から乳児等通園支援事業を、4 月から行いたいとの声を頂いていますので、そういった団体

	<p>には、今後も積極的に呼びかけていきたいと考えています。</p>
向井委員	<p>現状は、よく分かりました。人員基準とか配置基準は、そんなに厳しくないという感じで、今の幼稚園、保育園、こども園のような場所でも、例えばもう少し緩い基準といいますか、今一時預かりをされている場所を借りてでもよいというようなことなので人員等の基準はどのようになっていますか。</p>
こども未来部	<p>乳児等通園支援事業の施設の設定や配置の基準につきましては、一時預かり事業と同様の基準となっており、今回の条例の中にもその基準を示しています。一定の面積を備えた保育室や遊戯室であったり、対象の子どもが使えるトイレを整備する必要があるなどの基準がありますので、その基準を満たしていない施設で、行うということではできない形になっています。</p>
安井副委員長	<p>今説明聞いていて思ったんですけど、もともと保育園施設であったところで活動しておられる団体に受けてもらえることは可能なのかなと思いましたが、その辺はいかがでしょうか。</p>
こども未来部	<p>現在、そういったところにもお声かけしています。その施設は乳幼児のトイレが完備されており、多少清掃作業は必要になりますが、大きな工事なしで活用できるのではないかと考えています。</p>
安井副委員長	<p>私も何度か行ったことがあります。待機児童、保留児童対策にもつながることになりますので、特にそういう元保育園ですから、ハードルはかなり低いと思いますし、既にそういう乳幼児の方をお世話したりとか学習のようなこともされてますので、そういうところを、この事業に受皿として考えてやっていただけたらいいかなというふうに感じました。よろしくお願いします。</p>
本多委員	<p>通常利用される所と一時利用される方と、2種類あると思いますが、これは枠をあらかじめ設けておくのか、それとも空いていたら入れるようにするのか。分け方ってどういうふうに考えておられますか。</p>
こども未来部	<p>仮に公立の保育園で0歳児を受け入れる場合、新たに定員を増やすのではなく、現状の保育園の受入れ人数の一部（1～2人程度）を乳児等通園支援事業の枠として確保することになると考えています。</p> <p>しかしながら、今後保育を必要とする方の申込みがあった場合には、2人分の枠を1人分にする必要が生じるなど、今後そういった課題は出てくるかとは思いますが、新たな枠を設けるのではなく、今の枠の一部を乳児等通園支援事業に充てることを考えています。</p>
本多委員	<p>それでは今の通常の枠っていうのがちょっと減って、一時利用の方</p>

	<p>のために、空けておくというのは、それが減ったり増えたりするという認識ですね。</p>
前田委員	<p>今の空けておくということですが、実際、待機児童とかがある中でそういう余裕はあるのでしょうか。</p>
こども未来部	<p>前田議員おっしゃるとおり、その枠を確保することによって、待機児童の発生に影響すると想定しています。そのためできる限り、待機児童や保留児童がいる状況の中で、保育園、またこども園での受入れというのは、極力控えて、民間団体の力を借りて、この事業を実施できればと考えています。</p>
前田委員	<p>この条例で定められている、いろんな条件をクリアすれば実施できるということですが、市内に預かり施設があると思いますが、実際どれぐらい受け入れる条件を整えられているようなところはあるんですか。</p>
こども未来部	<p>認可外保育施設に受け入れ可能人数を確認したことはありません。スペースや人材確保の状況も含めて、実施先で検討していただくことになります。その施設の考え等も踏まえまして、調整できればと考えます。</p>
前田委員	<p>預かるほうは、条件整えて条例どおりとなりますが、子どもを預ける側の状況はどんな感じですか。</p> <p>実際に始まったときに、それをずっと実施できるのか、市はとにかく条例が決まって進めていくわけですが、施設側への周知や、さまざまな条件であるとかそういうところ辺はどういうふうにされていますか。</p>
こども未来部	<p>利用に関しましては、今後、手続の基準などを定めていくことにしていますが、おおむね2月ぐらいから周知を始めて、3月に入りましたら、まず利用の登録申込みをしていただくような形になるかと思います。</p> <p>その後、実際に利用する施設と面談を行っていただきまして、4月1日から利用していただくような形で進んでいく予定です。</p> <p>今回は、こども家庭庁において、専用のシステムを既に開発しておりますので、そちらを活用して、予約など、利用者していただく形を考えています。</p>
向井委員	<p>もう1点ちょっと基本的なことなんですけど、この説明資料の中で、月一定時間まで利用可能な枠というふうな説明ですが、この一定時間というのはどれぐらいで考えておられますか。</p>

- こども未来部 丹波篠山市では、令和8年度、9年度につきましては、1人月3時間を上限に受け入れる計画となっています。
- 国の制度では、月10時間となっていますが、経過措置期間として、2年間短縮が認められています。
- 前田委員 その対象となる乳幼児っていうのは何人ぐらいですか。
- こども未来部 令和7年4月の段階で対象となる子どもは約250人程度と考えています。
- 安井副委員長 この説明資料の2ページ目見ると、この今回の乳児通院支援事業というのは3歳未満であって、幼稚園のほうは4歳から5歳が預かり保育事業があるわけです。なんか3歳のところは何もないなという感じがあって、例えば、幼稚園のほうで預かり保育とかしてもらうことで切れ目なくできるような気がするんだけど、そういうのは、今回の条例とは直接関係はないが、どのように考えておられますか。
- こども未来部 市内の幼稚園は、今2年幼稚園です。全国では3年の教育をしているところがございますが、施設的に3年が難しいというところがございます。随分前に2年の幼稚園ということになってからそのあと進んでいないので、本市においてはここだけ開いたような状況になっています。この制度の場合は就労要件がないということで就労要件がある場合はこども園で行けますが、家庭におられる場合は空いてしまう状況でございます。

## ■議員間討議

- 原田委員長 本日の案件に関してご意見ございますか。
- 前田委員 議案第69号の丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、保育士の確保が難しい中、この制度を行う余裕があるとは思えません。そのような条件整備等に不安を抱えて事業を行っていくこととなるので、情報の共有等が必要になってくるのではないのでしょうか。
- 野々村委員 周知を2月ぐらいからするとのことでしたが、この制度が4月1日から始まりますので、市民の皆さんに少し遅くとも正確な情報提供に努めていただき、円滑に事業が進むよう進めていただきたいと思います。そのような委員会として意思表示をしたほうがよいのではないかなと感じます。委員長報告の中でもそういうような意見があったというようなことで、一言申し上げていただければと思います。

原田委員長      そのように思います。

■日程第5、表決

議案第67号 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第68号 丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第69号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

原田委員長      この結果を含め、各委員との質疑、答弁の内容について、審査報告を行いたい。報告については、委員長に一任いただきたい。

また、本日の会議の記録については、事務局に調製させ、正副委員長において内容確認を行いたい。

— 異議なし —

16:30      散会